3. 第76回国連総会(2021年)日本決議



日本が主導する核軍縮に関するいわゆる国連総会「日本決議」は、1994年以来、毎年の国連総会で採択されてきた。2021年の決議は、過去のNPT再検討会議における合意を重視するかつての姿勢からは後退し、TPNWへの言及もなかった。この決議への投票結果は第1章2の表(30頁)にある。

・・核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と 未来志向の対話◆・

A/RES/76/54 2021年12月6日

総会は、核兵器のない世界の実現が国際社会の共通目標であることを再確認し、

また、核不拡散条約 (NPT) が国際的な核不拡散体制の基礎であり、核軍縮の追求、核不拡散及び 核エネルギーの平和利用の不可欠の基礎であり、それぞれが相互に補強しあっていることを再確認 し、同条約の普遍性をよりいっそう高める決意を再確認し、

第10回NPT締約国再検討会議の延期を留意し、それが成果をあげる重要性を強調し、2020年が 条約発効から50周年となることを祝し、広島と長崎で核兵器が使用されてから76年にあたること を想起し、それ以来核兵器が使われていないことを強調し、

すべての加盟国が同条約の下で核軍縮及び不拡散の義務を遵守する必要性を強調し、1995年の NPT締約国再検討・延長会議の最終文書、ならびに2000 年及び2010年の各NPT 締約国再検討会 議の各最終文書に盛り込まれた誓約実行の重要性を再確認し、

核兵器のない世界の実現に向けては多様なアプローチが存在すること、及び、この目的の実現の ためにはすべての加盟国の間の信頼醸成が不可欠であることを念頭に置き、

すべての加盟国が、すべての国にとって安全が低下せずに強化されるという原則に基づいて国際的な安定と平和と安全を促進する方法で、核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実践的な措置や効果的な措置を取ることの重要性を強調し、

効果的な核軍縮と国際的安全保障の強化は相互に補強しあう方法で追求されるべきことを強調し、 核不拡散のための国際体制のさらなる強化が国際の平和と安全にとり必要不可欠であることを 再確認し、

適切な場合には、地域の加盟国の自由意思による合意に基づき、コンセンサスで採択された1999年の軍縮委員会によるガイドラインと整合した、非核兵器地帯をさらに創設することを奨励し、

1995年のNPT締約国再検討・延長会議の中東決議の決定と決議ならびに2000年及び2010年の各NPT締約国再検討会議の最終文書の重要性を認識し、地域の加盟国の自由意思による合意に基づき、1995年の中東決議と整合した、核兵器及び大量破壊兵器とその運搬方式のない中東地帯の設立の支持を再確認し、

ジュネーブ軍縮会議において、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する 条約の交渉を直ちに始め、早期に妥結することの重要性を強調し、文書CD/1299及びその文書で 定められている委任に基づくそうした交渉の開始と、すべてのNPTの核兵器国が今日まで発効さ せる意思を表明しているわけではないが、その条約の発効までの間、核分裂物質の製造の自主的な 停止を支持し、

包括的核実験禁止条約の署名開放から25周年となることを想起し、

誤算または誤解によって核兵器が使用されるリスクを低減させることの重要性を認識し、

核兵器の廃棄を達成し維持する過程において、効果的で信頼性があり遵守を保証する核軍縮検証が欠かせない役割を有していることを想起し、2019年12月12日の決議74/50に基づいて、科学技術専門家会合の構想を含めた核軍縮の検証問題をさらに考察するために政府専門会合が設立されたことを歓迎し、

米国とロシアの間の新戦略兵器削減条約 (新START) の延長を歓迎し、透明性の実証を歓迎し、核 兵器国間の透明性をさらに高めることの具体的な行動の重要性を特に強調し、核軍拡競争を防ぎ、 核兵器の最終的な廃絶への道を準備するのに役立つ効果的な措置について、軍備管理対話を誠実に 開始するという核兵器国の特別な責任を再確認し、

軍縮目標に向けた取り組みを支援するための、既存の多国間軍縮機構を横断した協働の価値を認識し、

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)があらゆる核兵器及び既存の核計画、その他すべての大量破壊

議

兵器、弾道ミサイル計画を完全かつ検証可能で不可逆的なかたちで廃棄することを決めた関連の安保理決議を想起し、その目的を達成するための外交努力を歓迎し、

軍縮・不拡散教育においてさまざまな世代、世界の地域及び性別を包含する努力が、核兵器のない 世界の実現に向けた努力を際立たせ、そうした機運を生み出すことに留意し、

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末を認識し、

政治指導者や若者らによる広島と長崎への訪問を歓迎し、

女性と男性の平等で完全かつ効果的な参加が、持続可能な平和と安全の促進と達成のための重要な要素の1つであることを再確認し、

信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置の実施をさらに促進するためには、国際社会が直ちに共同で行動し未来志向の対話を行う必要があることを再確認し、

- 1. NPTの全締約国が、国際的緊張の緩和、締約国間及び国際的核不拡散体制の信頼強化などを通じて核兵器廃絶という究極目標に尽力していること、また、核兵器のない世界の実現に向けて、同条約の6条を含むあらゆる側面における完全かつ着実な履行に尽力していることを再確認する。
- 2. NPTの全締約国に対し、第10回再検討会議に向けて、さらにその後を見据えて、上記の約束を実践するための具体的方策を定めるよう呼びかける。
- 3. 共同の行動方針として、とりわけ以下を奨励する。
- (a)すべての国、とりわけ核兵器国は、直ちに透明性と相互の信頼を高めるための具体的措置を取ること。これには、NPTの履行状況に関する頻繁かつ詳細な報告の実施やそれらの報告について討議する機会を提供することが含まれる。
- (b)すべての核保有国は、とりわけ誤算または誤解による核爆発のリスクを低減するための方策を 講じ、この目的の達成のためにさらなる努力をすること。これには、核ドクトリン及び態勢に関する 透明性と対話、軍と軍の対話、ホットラインまたは情報とデータの交換が含まれる。
- (c)すべての国が、文書CD/1299及びその文書で定められている委任に基づき、ジュネーブ軍縮会議において核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を直ちに開始するため、直ちにあらゆる努力をすること。これには、核兵器その他の核爆発装置に使われる核分裂性物質の生産のモラトリアムを宣言し維持すること、及び、ジュネーブ軍縮会議において実質的議論を深めることが含まれる。
- (d)包括的核実験禁止条約の付属文書2に記された、条約に署名/批准していない残りの8か国を含むすべての国が、他の国々を待つことなしに署名/批准し、条約の発効を達成するために努力すること、条約発効までの間においては、条約で要求されているすべての核爆発実験及び他のすべての核爆発の停止を表明、もしくは維持すること、及び包括的核実験禁止条約機関準備委員会と発効の準備のための努力への支援を継続すること。
- (e) すべての国が、国連とジュネーブ軍縮会議において、また、核軍縮検証のための国際パートナーシップの枠組みの中で、具体的な取り組みを通じるなどして、核軍縮検証についての実際的な貢献を継続すること。
- (f) すべての国が、軍縮・不拡散教育の取り組みを、とりわけ、若い世代が積極的に関与できる取り組みを促進すること。これには、対話の場、個人指導、インターンシップ、研究奨励制度、奨学金、モデルイベント、青少年グループ活動が含まれる。さらに、すべての国は核兵器の使用がもたらす現実への意識啓発を行うこと。これは特に、政治指導者や若者をはじめとする人々による訪問及び自らの経験を将来の世代に伝える被爆者(核兵器の使用に苦しんだ人々)を含むコミュニティや人々との交流などを通じてなされる。
- 4. さらに、核軍縮の進展に向けて未来志向の対話を促進するため、以下を奨励する。
- (a)核兵器国は、NPTの再検討会議や準備委員会、ジュネーブ軍縮会議、国連総会第一委員会といっ

議

た国際的議論の場において、核政策やドクトリンを明確に打ち出すこと。そして、そうした核政策や ドクトリンに基づき、すべての国が双方向的な議論を行うこと。

- (b)すべての国が、軍備管理、軍縮、不拡散に科学技術の発展が及ぼしうる影響について対話を行うこと。
- (c)すべての国が、核軍縮と安全保障の関係について率直な意見交換を行うこと。
- 5. 包括的保障措置協定及び追加議定書を含む国際原子力機関(IAEA)の保障措置の順守などを通じて国際的な核不拡散体制強化の約束を再確認し、2004年4月28日の決議1540など関連する安保理決議の実施などを通じて不拡散義務の順守を再確認する。
- 6. さらに、関連する安保理決議に基づき、DPRKのあらゆる核兵器及び既存の核計画、その他すべての大量破壊兵器とあらゆる射程距離の弾道ミサイルを完全かつ検証可能で不可逆的な形での廃棄を達成する約束、ならびに、すべての加盟国による、関連する安保理決議の完全な実施の義務を再確認し、DPRKに対し、NPTとIAFA保障措置に早期に復帰し、完全に順守するよう求める。
- 7. 第77会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」という小項目を含めることを決定する。

共同提案国:日本、ネパール、ニカラグア、英国、米国

追加の共同提案国:アフガニスタン、アルバニア、オーストラリア、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツァゴビナ、ブルガリア、カナダ、コモロ諸島、クロアチア、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エスワティニ、フィンランド、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ギニアビサウ、アイスランド、イタリア、キリバス、レバノン、レソト、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、オランダ、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、サモア、サントメ・プリンシペ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ザンドア

出典:国連HP https://undocs.org/A/RES/76/54 アクセス日: 2022年3月9日